

「社会教育で
創る 育む つなげる 共生の未来へ」

第56回 関東甲信越静
社会教育研究大会
神奈川大会
開催要項

令和7年11月20日(木)・21日(金)

【研究主題】

「すべてのひとが
学び続けられる社会をつくるために
社会教育ができること」



神奈川県
PRキャラクター
かながわキンタロウ

【会 場】 関内ホール ほか

主催／共催

一般社団法人全国社会教育委員連合、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会、
第56回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会実行委員会、神奈川県社会教育委員連絡協議会、
神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会

1 大会スローガン 「社会教育で創る 育む つなげる 共生の未来へ」

2 研究主題 「すべてのひとが学び続けられる社会をつくるために社会教育ができること」

3 趣 旨

人生 100 年時代といわれている昨今、グローバル化や地球環境問題、少子化・人口減少、都市地方格差による様々な社会問題が取り上げられる中、継続的な生涯を通じての学び、誰もが活躍できる環境の整備、持続可能な社会の構築が求められ、社会教育の役割が期待されています。

今回の神奈川大会では「すべてのひとが学び続けられる社会をつくるために社会教育ができること」をメインテーマとして研究大会を開催いたします。

開港 166 年を迎え日本の伝統文化と近代的な都市との融合がみられる神奈川県「横浜」の地で、これからの社会教育について、私たち社会教育委員に何ができるのか、何を担うべきかを考える 2 日間としたいと思います。

4 主 催/共 催

一般社団法人全国社会教育委員連合、関東甲信越静社会教育委員連絡協議会、
第 56 回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会実行委員会、
神奈川県社会教育委員連絡協議会、神奈川県教育委員会、横浜市教育委員会

5 期 日 令和 7 年 11 月 20 日(木)・21 日(金)

6 参加者 関東甲信越静各市町村社会教育委員及び事務局関係者
同地区の社会教育関係団体会員、社会教育施設職員等社会教育関係者
同地区の地域住民、NPO 法人、社会教育士、
学校関係等生涯学習・社会教育に関心のある方

7 参加費 4,000 円（参加資料代等） ※学生は 2,000 円



8 日 程

		11:00		12:00		12:30		13:00		14:10				16:20		16:40		18:30	
第 1 日目																			
11 月 20 日(木)																			
【全体会】				受 付		歓 迎 セ レ モ ニ		開 会 行 事				記 念 講 演				シンポジウム		閉 会 行 事	
																		情 報 交 換 会	

		9:30		10:00				12:30	
第2日目									
11月21日(金)									
【分科会】				受付				分科会 (分科会ごとに閉会)	

9 会 場

【第1日目】＜全体会＞

関内ホール（大ホール） 横浜市中区住吉町4-42-1

JR 関内駅北口徒歩6分、市営地下鉄ブルーライン関内駅9番出口徒歩2分

【第2日目】

＜第1分科会＞ **関内ホール（小ホール）** 横浜市中区住吉町4-42-1

JR 関内駅北口徒歩6分、市営地下鉄ブルーライン関内駅9番出口徒歩2分

＜第2分科会＞ **横浜市開港記念会館（講堂）** 横浜市中区本町1-6

みなとみらい線日本大通り駅1番出口徒歩1分、JR 関内駅南口徒歩10分

＜第3分科会＞ **横浜情報文化センター（情文ホール）** 横浜市中区日本大通11

みなとみらい線日本大通り駅3番情文センター口直結、JR 関内駅南口徒歩10分

＜第4分科会＞ **横浜市技能文化会館（多目的ホール）** 横浜市中区万代町2-4-7

JR 関内駅南口徒歩5分、市営地下鉄ブルーライン伊勢佐木長者町駅2番出口徒歩3分

＜第5分科会＞ **かながわ県民センター（ホール）** 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2

JR・みなとみらい線横浜駅きた西口徒歩5分

10 大会内容

【11月20日（木）】第1日目＜全体会＞

11:00～12:00 全体会受付

12:00～12:20 歓迎セレモニー 「中国獅子舞」 学校法人横濱中華學院

12:30～13:00 開会行事

・主催者あいさつ

第56回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会実行委員長
全国社会教育委員連合会長

・来賓祝辞

・歓迎のことば

・来賓紹介

13:10～14:10 記念講演

テーマ：「誰もが自分らしく生きることができる社会をめざして」

認定NPO法人スローレーベル 栗栖 良依 氏

14:20～16:20 シンポジウム

テーマ：「すべてのひとが学び続けられる社会をつくるために

社会教育ができること」

＜コーディネーター＞

青山学院大学 コミュニティ人間科学部 教授 伊藤 真木子 氏

＜シンポジスト＞

東京都台東区教育委員会社会教育主事 阪本 陽子 氏

一般社団法人視覚聴覚障害アドボカシー研究所マイノリティリサーチセンター研究員

相模原市社会教育委員 渡邊 健一 氏

前厚木市立森の里公民館長 青木 信二 氏

16:20～16:40 閉会行事

・次期関東甲信越静社会教育研究大会開催県あいさつ（群馬県）

・全員合唱 ゆず「栄光の架橋」 作詞：北川悠仁 作曲：北川悠仁

・閉会のことば

【11月21日（金）】第2日目＜分科会＞ 10:00～12:30（分科会受付 9:30～10:00）

第1分科会		会場：関内ホール（小ホール）
テーマ	＜地域の教育力の再生と社会教育委員の役割＞ 地域の教育力の低下が指摘される中、地域の教育力を再生していかなければならない。その再生にむけた社会教育委員の役割について考える。	
助言者	聖学院大学 准教授 若原 幸範 氏	
事例発表者	内 容	
【長野県下諏訪町】 下諏訪町社会教育委員 依田 秀人 氏	星ヶ塔黒曜石原産地遺跡を題材にした学び ～紙芝居を作った私たちの物語～	
	社会教育委員が星ヶ塔黒曜石原産地遺跡を題材にした学びを紹介する。紙芝居制作を通じて、地域の歴史と文化を子どもたちに伝える取り組みを行い、その過程で得た成果と課題について発表する。	
【神奈川県海老名市】 海老名市社会教育委員会 議長 橋本 絵美里 氏 副議長 金田 ゆかり 氏	子どもと大人が共に育つ社会の構築を目指して	
	本市では、「子どもの活動支援をとおして、子どもと子ども、子どもと大人、大人と大人が、人と人とのつながりを広め、深め、子どもと大人がともに育つ社会の構築」を社会教育目標に掲げ、社会教育委員自ら行動し、社会教育計画の進捗を支えている。	

第2分科会		会場：横浜市開港記念会館（講堂）
テーマ	＜次の世代につなぐ持続可能な社会＞ 予測できない未来に向け、持続可能な社会の担い手を育成するために社会教育ができることを考える。	
助言者	青山学院大学 准教授 大木 真徳 氏	
事例発表者	内 容	
【栃木県市貝町】 市貝ジュニアリーダーズクラブ会長 永島 誠強 氏	地域の若者と大人が協力して作り上げる、次世代へ向けた新イベント「おかのぼ Rock Fest.」の実施について	
	高校生の「やってみたい」という思いから始動した、地域初の音楽フェスである。開催決断にいたるまでの経緯や、準備中の困難だった点、イベントを経験した高校生たちの地域のこれからにかける思いなど、詳細について説明を行う。	
【神奈川県藤沢市】 藤沢市社会教育委員会 認定 NPO 法人藤沢市民活動推進機構	「未来を担う人材育成～地域でつながるワカモノ×NPO インターンシッププログラム～」	
	藤沢市社会教育委員会が深く関わり策定された「生涯学習ふじさわプラン 2026」に位置付けられている「未来を担う人材育成」について考える。具体的な事例として、「地域でつながるワカモノ×NPO インターンシッププログラム」を紹介する。	

第 3 分科会 会場：横浜情報文化センター（情文ホール）	
テーマ	＜家庭教育支援＞ 子育て・家庭教育の大切さを認識し、地域・学校など社会全体で支えるような親や子どもを支援していく取組について考える。
助言者	鎌倉女子大学 教授 久保内 加菜 氏
事例発表者	内 容
【群馬県高崎市】 高崎市社会教育委員 小池 美千子 氏	「学び」を通じて親子が成長し、活躍できるための家庭支援の方策について
	子ども世帯の減少、核家族化進行など家庭を取り巻く環境の変化等により親（保護者）が抱える悩みも複雑化している。本市では、「学び」を通じて親子が自立する力を高め、自信を持って成長し、活躍できるための家庭支援の方策について、提言をまとめた。
【神奈川県寒川町】 寒川町社会教育委員会議 寒川町教育委員会生涯学習課 副主幹 山口 明子 氏	子どもの未来を地域で育てる ～公民館・図書館における家庭教育支援の取組～
	子どもが社会性を身につけ、自立心を育むためには家庭教育の役割は重要である。近年は家庭環境が多様化し、課題を抱える家庭もみられる。地域全体で子どもの健やかな成長を支援し、学ぶ機会の充実に向けて、地域の身近な学びの場である公民館、図書館の家庭教育支援の取組を中心に紹介する。

第 4 分科会 会場：横浜市技能文化会館（多目的ホール）	
テーマ	＜共生社会の実現＞ 年齢、性別、障がいの有無、文化的背景等に関わりなく、誰もが豊かな人生を享受することができる共生社会の実現にむけた社会教育の役割について考える。
助言者	東京家政大学 教授 白木 賢信 氏
事例発表者	内 容
【神奈川県川崎市】 川崎市教育委員会事務局 生涯学習推進課長 山口 弘 氏	多文化共生社会の実現に向けて ～市民館等における地域日本語教育の取組～
	本市では 1980 年代以来、市民ボランティアの参画を得ながら市民館等において識字・日本語学級を運営してきたほか、多様な主体による地域日本語教育の取組が行われている。取組の成果と課題、共生社会の実現に向けた持続可能な体制づくりについて発表する。
【神奈川県茅ヶ崎市】 茅ヶ崎市社会教育委員 下村 耕一郎 氏	共生社会推進に向けて社会教育施設ができること ～誰もが活用しやすい公民館を目指して～
	「障害児・者が自分らしく生きることができるよう社会教育施設は何かできるか」をテーマに調査・研究を進めている。「地域とともにある学校」を目指す特別支援学校とタッグを組み、地域のニーズをもとに、共生社会推進につながる新講座を企画・実施した。

第 5 分 科 会		会場：かながわ県民センター（ホール）
テーマ	＜地域学校協働活動＞ 地域学校協働活動において地域の資源を生かし、活動をととして地域の活性化を図り、積極的な世代間交流につなげる取組について考える。	
助言者	国立教育政策研究所 初等中等教育研究所 部長 藤原 文雄 氏	
事例発表者	内 容	
【新潟県見附市】 見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員 江田 隆行 氏	社会教育委員がつなぐコミュニティ・スクールと地域学校協働活動 ～新潟県見附市立見附中学校での取組～	
	見附中学校生徒会発案の「みちゅまいも（サツマイモ）」の栽培、収穫、販売等の活動への支援を通して、商店、住宅地、農地のある学区の住民が中学校に集い交流した取組である。社会教育委員としての経験を活かし、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動が一体化するよう取り組んだ様子を紹介する。	
【神奈川県真鶴町】 真鶴町社会教育委員会議 議長 奥津 秀隆 氏 他	弱みを強みに！～小さな町の挑戦～	
	過疎地域に指定され、地域資源も乏しく少子高齢化が急速に進む小さな町が、町にある資源を有効活用し、ないものは他地域に求めるとともに、コンパクトな規模の町であることを生かして地域を巻き込みながら、弱みを強みに変えて大人も子どもたちも元気に活動する姿を紹介する。	

11 開催/参加方法

（１）開催方法について

- ・全体会及び分科会は対面で行います。ライブ配信は行いません。

（２）参加方法について

- ・大会申込みサイトからお申込みください。団体でのお申込みも可能です。

12 その他

- ・今大会では、ご参加いただく皆様の乗用車でのご来場はできません。公共交通機関をご利用ください。

＜大会に関する問合せ先＞

第 56 回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会実行委員会

住 所 横浜市中区日本大通 1 〒231-8588

T E L 045-210-8347

F A X 045-210-8939

受付時間 8:30～17:15 ※土曜・日曜・祝日は休業

大会参加登録・分科会・宿泊・情報交換会 お申し込みのご案内

第56回関東甲信越静社会教育研究大会が神奈川県で開催されますこと、心よりお慶び申し上げます。
この度の開催に伴い、参加登録他各種受付を東武トップツアーズ(株)横浜支店がお引き受けすることとなりました。

ご参加の皆様方にご満足いただけますよう心を込めてお手伝いさせていただく所存でございます。

下記の通りご案内させていただきますので、お早めにお申し込みください。

大会の成功をお祈りするとともに、万全の体制で皆様方のご来県を心よりお待ちしております。

東武トップツアーズ(株)横浜支店

I. 大会参加申込み

期 日 : 令和7年11月20日(木)・21日(金)

場 所 : 全体会(関内ホール 大ホール) 分科会他

参 加 費 : 4,000円(大会資料代等・税込) ※学生の参加費は2,000円

(参加費は旅行契約ではありません)

※実行委員会からの依頼に基づき、東武トップツアーズ(株)横浜支店が代行受付、
代行収受を行います。

※全体会と分科会どちらか一方だけに参加する場合でも、参加費は同額となります。

II. 情報交換会について

期 日 : 令和7年11月20日(木) 受付 18:00 開会18:30

場 所 : 横浜中華街 金香楼

参 加 費 : 6,000円(税込)

※当日券の販売はございません。(事前申込のみ)

※実行委員会からの依頼に基づき、東武トップツアーズ(株)横浜支店が代行受付、
代行収受を行います。

※旅行契約に該当しません。

Ⅲ. お申し込み手続きのご案内(web申込のみ)

お申し込み方法

大会申し込みサイトにアクセスし、お申し込みください。

<https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/shaken-kanagawa/>



全体会参加のみ(宿泊・分科会申し込みなし)の場合でも、申し込みは必要です。
代表者による複数名の参加申し込みも可能です。

<お申し込み手続きの流れ>

申し込み期間: 令和7年8月1日(金)9:30 ~8月29日(金)17:30

- ①「はじめての申込はここをクリック」ボタンをクリックし、新規ユーザー登録を行います。
団体で申し込みの方は、団体名で登録してください。



- ②マイページ内の「参加者登録」ボタンをクリックし、参加者登録を行ってください。
※参加者が複数名の参加を申し込む場合は、「参加者登録」ボタンをクリックしてください。



- ③申請者に参加登録完了通知(メール)が届きます。
分科会は定員制のため、第2希望まで入力してください。情報交換会(希望者)及び
宿泊(希望者)が必要な方は、引き続きマイページの各々のボタンより申し込みを行ってください。



- ④申し込みサイトで請求書を発行します。支払方法は、銀行振込又はカード決済から選択できます。
請求書の宛名は任意の宛名を入力することが可能です。

お支払い期限: 令和7年9月30日(火)まで(支払い日厳守)
※銀行振込の振込手数料はお客様のご負担にてお願いいたします。



- ⑤事前に大会申し込みサイトにて「全体会参加券(1日目)」「分科会参加券(2日目)」をダウンロードして、当日ご持参ください。



- ⑥受付は、参加券の二次元バーコードで行います。
プリントアウトした「参加券(1日目)」「分科会参加券(2日目)」を持参してください。
※情報交換会や宿泊を希望され申込された方も券を出力のうえ、当日お持ちください。



- ⑦領収書発行は、マイページ内「支払い」→「支払い履歴」より領収書の発行をお願い致します。
領収書の宛名は任意に入力することが可能です。

IV. 大会参加・情報交換会・宿泊の変更・取消について

- ・お申し込み後の変更・取消しのご連絡は大会申し込みサイトよりお願いいたします。
お間違い防止のため、お電話・FAXによる変更・取消しはお受けいたしません。
操作方法が不明な場合はお問合せ先までお電話ください。
- ・申し込み締め切り後の変更・取消については、9月1日(月)以降に東武トップツアーズ(株)横浜支店までメールでご依頼ください。
- ・取消日とはお客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいた日時とさせていただきます。
(営業時間外のお申し出については、翌営業日の取扱いとなります。)

■全体会・分科会

入金後のキャンセルによる大会参加費の返金はいたしかねます。
また、一部不参加によるご返金も承れません。

■宿泊(契約成立以降に解除される場合は、下記の取消料を申し受けます。)

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前から2日前までの解除	旅行代金の20%
旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除 または 無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※ご宿泊当日12時までに東武トップツアーズ(株)横浜支店へ取消の連絡がない場合は
無連絡不参加として取り扱い、100%の取消料を申し受けます。

■情報交換会

取消日	取消料
11月14日(金)以降	参加費の100%

<個人情報の取り扱いについて>

旅行申し込みの際に提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き、並びに大会運営に必要な範囲内で、当社および大会実行委員会が共同利用させていただきます。

大会申し込みの際にご提出いただいた個人情報については、大会実行委員会と東武トップツアーズ(株)が共同で利用し、参加者との連絡調整、参加者名簿作成等、大会事業等の目的以外で使用することはなく、無断で他者に提供することはありません。

<お申し込み・問合せ先>

【旅行企画・実施】

東武トップツアーズ株式会社 横浜支店

観光庁長官登録旅行業第38号 (一社)日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

〒231-0021 横浜市中区日本大通18 KRCビル7階

TEL:050-9001-8749 FAX:045-307-4892

(担当:宮田/袴田/徳永)

E-mail : shakaikyoiiku-kanagawa56@tobutoptours.co.jp

営業時間: 平日 9:30~17:30 ※土曜・日曜・祝日は休業

総合旅行業務取扱管理者 横田 剛



旅行業公正取引
協議会 会員

V.旅行条件書

旅行条件 本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社横浜支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申し込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申し込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申し込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「大会参加登録・宿泊・分科会・情報交換会 お申し込みのご案内」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申し込みの場合は、旅行開始日直前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「大会参加登録・宿泊・分科会・情報交換会 お申し込みのご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申し込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますので予めご了承ください。詳しくは係員にお尋ねください。

5、旅行契約の解除

(1) お客様は、「大会参加登録・宿泊・分科会・懇親会 お申し込みのご案内」『IV、変更・取消について』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申し込み人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申し込み人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）
ア．旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ．戦乱 ウ．暴動 エ．官公署の命令 オ．欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止カ．遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ．旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申し込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申し込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項（1）の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申し込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(2) この旅行条件・旅行代金は2025年4月1日現在を基準としております。

●お申し込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社

横浜支店

横浜市中区日本大通 1 8
KRCビル 7 階

電話番号 050-9001-8749 FAX番号 045-307-4892

営業日 平日(土日祝日休業) 営業時間 9:30～17:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：横田 剛

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(2017.6版)

客国25-211



旅行業公正取引
協議会 会員

VI. 会場案内

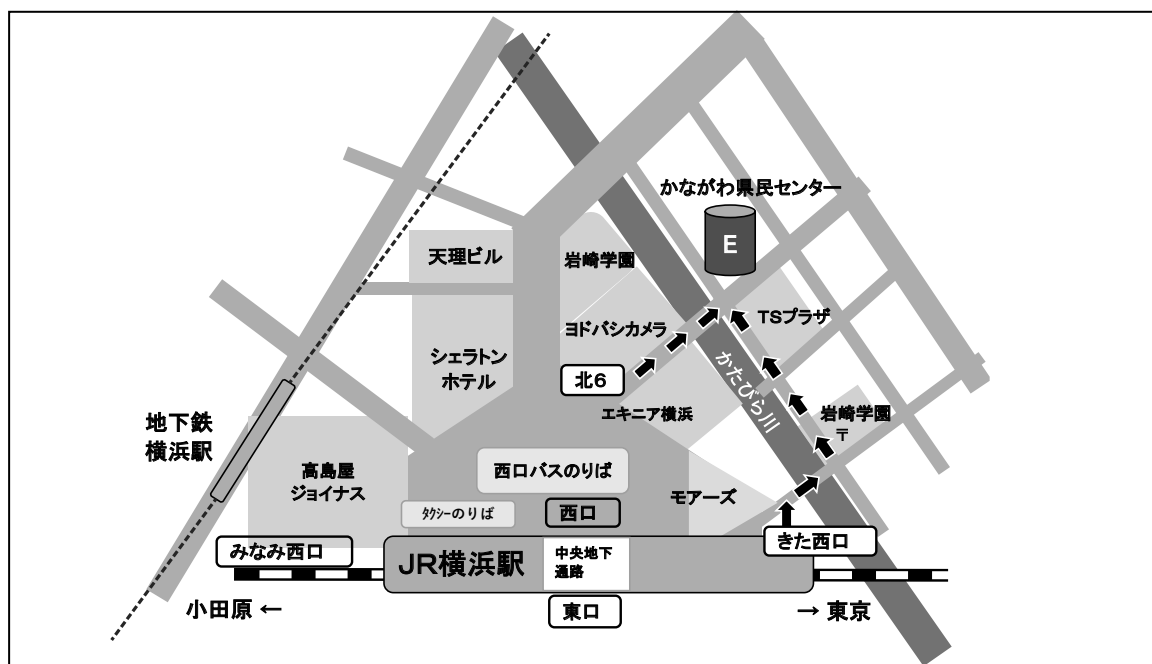
	地図番号	会場名
全体会・第1分科会	A	関内ホール（大・小ホール）
第2分科会	B	横浜市開港記念会館（講堂）
第3分科会	C	横浜情報文化センター（情文ホール）
第4分科会	D	横浜市技能文化会館（多目的ホール）
第5分科会	E	かながわ県民センター（ホール）
情報交換会	F	横浜中華街 金香楼（3階）

Ⅶ. 宿泊について（東武トップツアーズ(株) 横浜支店が企画・実施する募集型企画旅行です。）

- ・宿泊設定日:令和7年11月20日(木)1泊 ※確保部屋室数には限りがあり、満室の場合はお取り扱いできないことをご了承ください。
- ・最少催行人員:1名 ・添乗員:同行いたしません。
- ・旅行代金:お1人様1泊あたり税金・サービス料を含みます。

地図番号	ホテル名	部屋タイプ	食事条件	定員	ご旅行代金(税込)	アクセス
①	横浜平和プラザホテル	シングル	朝食付	1	10,500円	関内ホールより徒歩2分
②	ファーイーストビレッジホテル横浜	シングル	朝食付	1	13,600円	関内ホールより徒歩6分
③	ホテルリブマックス横浜関内駅前	シングル	朝食付	1	13,700円	関内ホールより徒歩9分
④	ホテルルートイン横浜馬車道	シングル	朝食付	1	14,200円	関内ホールより徒歩3分
⑤	東横イン横浜スタジアム前1	シングル	軽朝食付	1	9,500円	JR関内駅より徒歩7分
⑥	東横イン横浜スタジアム前2	シングル	軽朝食付	1	9,500円	JR関内駅より徒歩7分
⑦	スーパーホテル横浜・関内	シングル	朝食付	1	11,000円	JR関内駅より徒歩8分

■会場マップ(横浜駅エリア)



■会場マップ(関内駅・馬車道・中華街エリア)

